

現行制度における遺族年金制度の支給対象者

- 遺族年金は、世帯の生計の担い手が死亡した場合に、その者によって生計を維持されていた遺族の生活が困難にならないよう、所得保障をする仕組み。
- 遺族基礎年金の支給対象者は、子のある配偶者又は子となっている（子に対する遺族基礎年金は生計を同じくする父母が存在する間は支給停止となる。）。
- 遺族厚生年金の支給対象者は、妻（子の有無を問わないが30歳未満の場合は有期）又は子（配偶者が遺族年金の受給権を有する間は支給停止）、55歳以上の夫・父母・祖父母及び孫となっている。

○現行制度の遺族年金支給対象者

年齢	子のない妻		子のある配偶者		子		夫・父母・祖父母		孫			
	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金	遺族厚生年金		
55歳以上	×	○	○ (子の18歳年度末まで※1)	○	×	×	×	○ (※2)	×	×		
30歳以上 55歳未満		○ (妻のみ)		○ (18歳年度末まで※1※4)				○ (18歳年度末まで※1※4)			×	○ (18歳年度末まで※1)
30歳未満		○ (有期5年間)										

※1 障害のある者については20歳到達日まで

※2 55歳から60歳までは支給停止。ただし、夫が遺族基礎年金の受給権を有する場合は、支給停止は行わない。

※3 生計を同じくする父母がある間は支給停止 ※4 配偶者が遺族年金の受給権を有する間は支給停止

出典：厚生労働省